
国際水路機関 (IHO) と地理的呼称

IHOにおける「日本海呼称問題」の経緯

仙石 新

Sengoku Arata

はじめに

海は古来交易の場であった。人ともものが海上を移動することにより国の経済は発展し、多様な文化が海を渡ることによって人類は発展を遂げてきたと言えるだろう。

海は万民の財産であって、交易の場としての海は誰もが自由に利用できるようオープンであるべきで、特定の国に属したり、制御されたりすることがあってはならない。

海の名称についても、歴史的にみれば、近代以降に国際的な航海が行なわれるなかで自然に定着したものであって、特定の国が何らかの目的をもって命名したり改名したりすることは、海がもっている国際性と相いれない。しかしながら、日本海という国際的に確立した名称について、一部の国から恣意的、意図的な疑義が呈され、いわゆる日本海呼称問題として世界の耳目を集めることとなっていることは、誠に残念である。しかも、多くの言説がいまだに誤った事実に基づいて喧伝されていることに強い危機感を抱いている。

本稿は、日本海という地理的名称が国際的にどのように取り扱われてきたのか、筆者が海上保安庁在職中に見聞き経験したことを中心にまとめたものである。日本海呼称問題は現在もなお国際的な議論が行なわれていることから、これまでの研究成果のレビューや国際会議における議論の経緯などの事実関係を中心に記述するよう努めた。なお、第3節以降に述べられている見解や所感はあくまで筆者個人のものであることをお断わりする。

1 日本海という呼称

日本海は、日本列島によって太平洋から切り離された縁海、と表現できるだろう。もし日本列島がなければ、日本海は明らかに太平洋の一部である。

日本海という名称は、歴史的にみれば、日本周辺海域が欧米諸国によって探査され、東北地方、北海道、サハリンといった日本列島とその周辺の地理的形状が明らかになるにつれ、日本海が日本列島によって太平洋から切り離された縁海であることが次第に判明する過程で定着したと言える⁽¹⁾。

日本海という名称が初めて地図に使われたのは、1602年、マテオ＝リッチが作成した地図「坤輿万国全図」(第1図)であると言われている。この地図はイタリア人宣教師であったマテオ＝リッチが中国(当時の明)において作成したもので、漢字で表記されており、日本海海域の名称として「日本海」と記されている⁽²⁾。しかし、本州の北端に「安房」、北海道らしき島

第1図 「坤輿万国全図」における日本海の記載



(出所) 田邊ほか(2010)掲載のマテオ＝リッチ「坤輿万国全図」(部分)(京都大学附属図書館所蔵)。

に「加賀」と地名が記載されるなど、当時の日本に対する地理的理解が十分でなかったことがうかがわれる。一方で、日本海が日本列島によって太平洋から隔てられていることが明確に示されており、いわば縁海としての日本海を発見した地図とすることができるかもしれない⁽³⁾。

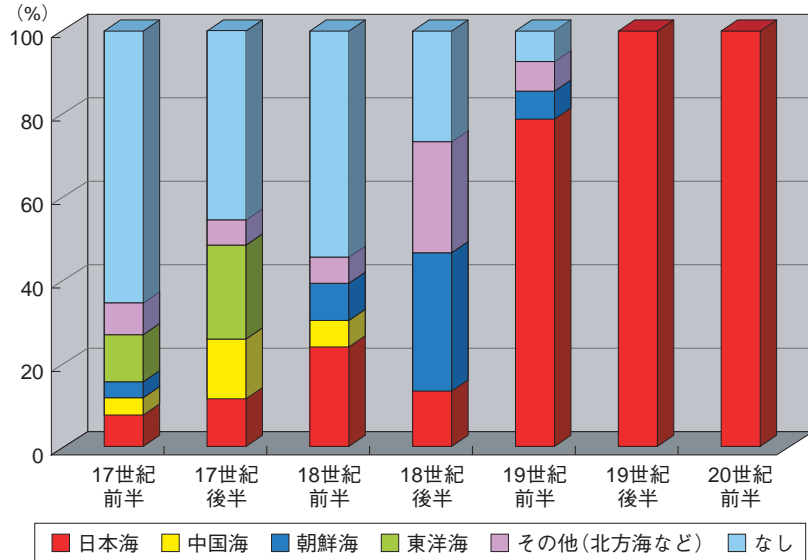
18世紀後半から19世紀初頭にかけて、日本周辺はフランス、英国、ロシアなどの探検家により探査され、当時の最新技術を用いて、より正確な地図が作成されるようになった。ロシアの探検家クルーゼンシュテルンは日本海の呼称について、「人はこの海を朝鮮海とも名付けたが、この海は朝鮮の海岸にはごくわずかな部分しか接していないので、この海は日本海と名付けるほうがより正しいであろう」(『世界周航記』、1812年)と記している⁽⁴⁾。このような日本海周辺の地理が正確に理解されたことと軌を一にして、日本海の名称はヨーロッパにおいて確立し、ほぼすべての地図で日本海の名称が使われるようになり、約2世紀にわたって安定的に使用されてきた⁽⁵⁾。

一方、東アジアでは自らが作成する広域の地図自体がなく⁽⁶⁾、日本海や東シナ海などの海域全体を表わす名称もなかった。日本では、江戸時代に蘭学者を中心にヨーロッパ製の地図を参考にして地図が作成されるようになり、国内でも日本海の名称が広められ、明治以降は日本海に統一されていった⁽⁷⁾。

第2図は日韓以外の地図に書かれた日本海の名称の変遷を示している。19世紀以降、日本海の名称が支配的になっていることがわかる。

「日本海という名称は、日本人が命名し国際的に流布させた」との言説が国内外に散見されるが、これは上記の歴史的経緯と相いれず、また1854年までわが国が鎖国政策をとっていることから、歴史的に誤っていることは明白である。むしろ、日本海という呼称の成立には、16世紀以降の東洋におけるヨーロッパのキリスト教宣教師の活動が密接に関係していることから、東西文化が接触する過程で形成されたと考えられている⁽⁸⁾。

第2図 「日本海」の名称の普及



(注) リサーチ数：145の地図。

(出所) 海上保安庁HP (<<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/nihonkai/index.html>>) から「日韓以外で作成された地図における名称の推移」(出典：Lutz Walter, ed., *Japan: A Cartographic Vision: European Printed Maps from Early 16th to 19th Century*, Prestel, 1994；秋岡武次郎編著『日本古地図集成』、鹿島研究所出版会、1971年；菱山剛秀・長岡正利『「日本海」呼称の変遷について』『国土地理院技術資料』E・3(1)、1994年) を基に筆者作成。

日本海という名称の成立過程あるいは各国における日本海海域の名称の変遷については、すでに学術的な研究が多数されている（青山〔1993〕、菱山・長岡〔1994〕、川合〔2001〕、田邊ほか〔2010〕、渡辺・谷治〔2011〕など）。

韓国では、朝鮮半島の東の海を東海、南を南海、西を西海と呼んでいた⁽⁹⁾。これは韓国から見た方向で海を命名したもので、もとは中国の華夷思想に基づく四海（東海・南海・西海・北海）の概念に基づいており、韓国国内では自然な名称と言えよう。中国では東シナ海を東海（Tung Hai）、南シナ海を南海（Nan Hai）と呼んでおり、またドイツや北欧でもバルト海は東海と呼ばれているなど、世界各地で同様の命名法は存在する。しかし、それは自国から見た方向なのであって、バルト海をエストニアでは「西海」⁽¹⁰⁾、南シナ海をベトナムでは「東海」と呼んでいるように、国によって異なる名前にならざるをえない。朝鮮半島から見て東であれば、日本から見れば北もしくは西であろうし、ロシアから見れば南になる。このように自国からの方位で命名した主観的な海の名前を、国際名称とするのはそもそも無理がある。

加えて、東アジアには沿岸海域の名称は存在したが、広い海域を命名する習慣がなかった⁽¹¹⁾。航海術が未発達で遠方まで自在に航海ができなかった時代、海の利用は地先海面にとどまっておき、また日本海全体を描いた地図もなかったことから、東海は韓国の東側の沿岸海域を指していたのである。朝鮮半島の東側の海を指す東海という名称が、実は日本海全体を指しているのだ、という主張は論理性・客観性に欠ける。日本海の地理的形状がどのように認識されていたのかということと日本海の名称は、切り離して考えることができない⁽¹²⁾。

わが国においても、蘭学者が地図を作成する以前は玄海灘、駿河灘など沿岸海域の名称はあったが、沖合まで広がっている日本海全体を地理的に把握することもなく、命名すること

もなかったのである。

2 国際水路機関（IHO）

航海は国際的に行なわれるものであり、航海に用いる海図などの諸情報は万国共通のルールに基づいて作成される必要がある。

海図などの国際的統一を図り、国際的な航海の安全を図るため、国際水路機関（IHO: International Hydrographic Organization）が1921年に設立された（設立当初は、国際水路局〔International Hydrographic Bureau〕）。2019年8月現在92カ国が加盟している。わが国は設立当初からメンバーである。

IHOは海図などの航海用諸情報を改善し、全世界の航海をより容易かつ安全にすることを目的とし、諮問的かつ技術的な性格を有すべきことが、国際水路機関条約に規定されている。また、国際政治にかかる事項は扱わないことが規則に明記されている。

IHOは水路図誌の国際的な統一を図るため、どのように海を調べ、海図を作るべきかといった技術的事項について、詳細な基準やガイドラインを国際的に定めている。

3 「大洋と海の境界」

(1) 「大洋と海の境界」の目的

世界の海は太平洋やインド洋などさまざまな海域に分けられるが、個々の海域がどの範囲を指しているのかは必ずしも明確ではないため、国際的な指針が必要である。このため、IHOは1928年に「大洋と海の境界」（*Limits of Oceans and Seas*, Special Publication No. 23〔以下「S-23」と略〕）を刊行した⁽¹³⁾。現行のS-23は1953年に刊行された第3版で、66の大洋（太平洋など）と海（日本海など）の範囲と名称が記載されている。

S-23の主たる目的は、個々の大洋や海の地理的範囲を国際的に統一することであって、海域の名称決定ではない。それはS-23のタイトルからも明らかである。

S-23の冒頭には、その目的として「IHO加盟国が水路図誌を作成する際の利便のみのため」と書かれている。S-23はあくまでも海図などの情報を国際的に統一するためにある指針であって、海の名称を決定しているわけではない。IHOは海域名称の命名機関ではないのである。だが一方で、世界の海の名称を網羅的に記した国際的な文書はS-23のほかになく、韓国が主張し始めて以降、日本海呼称問題がしばしば議論されてきた経緯がある。

(2) S-23の刊行

S-23が1928年に初めて刊行されるまでには、さまざまな議論があった。

IHOでは1919年に開かれた第1回水路会議において、海洋の境界を定めることが必要との議長（オランダ）提案があり、それを受けてIHO事務局が境界案を作成し、1926年の第2回国際水路会議においてS-23刊行に関する議論が行われた。フランスがS-23の刊行を主張したのに対し、英国は外交的でありIHOの規則に抵触するとコメント、日本も外交的・政治的でありIHOの任務を超えることから検討に反対した。しかし、投票の結果、フランス提案が賛成6、反対5で可決され、S-23の作成が進められることとなり、1928年に初版が刊行された。

わが国は、アジア的な視点から、S-23が政治的な色彩をもつ可能性があることを見抜いていたのである。いずれにせよ、わが国がS-23を通して日本海の呼称を世界に広めようと企図したわけではない。

(3) S-23の改訂

S-23は1937年には第2版、1953年には第3版と改訂された。これはIHOが定める他の基準やガイドラインと同様、時代に合わせ改訂したものである。初版から第3版まで、一貫して日本海が単独で表記されている。

1977年に開かれた第11回国際水路会議において、S-23を再度改訂すべきことが決議された。IHOでは同会議が最高意思決定機関であり、会議での決定は重い意味をもっている。この決議以降、IHO事務局はS-23改訂の任務を負うこととなった。

翌年、作業部会における改訂作業が開始され、1986年にIHO事務局はS-23の改訂案を加盟各国に提示した。この改訂案では日本海部分の名称は日本海単独表記であった。これに対し、37カ国が回答し、28カ国が賛成（条件や修正意見付きを含む）、9カ国が反対であった（日本海表記への反対はなかった）。この日本海単独表記に対して、韓国が異議を唱えなかったことは明記しておきたい（韓国のIHO加盟は1957年）。改訂案に対し若干の修正意見が存在したことから、1988年にIHO事務局はこれらの意見を取り入れた最終案を提示したが、賛成多数とはならず、改訂作業はそこで一旦中断されている。当時の改訂作業を阻んだ主たる問題は、日本海呼称問題ではなく（当時は日本海呼称問題そのものがなかった）、南極海の名称と範囲であった。

4 日本海呼称問題の経緯

(1) 韓国の突然の主張

日本海呼称問題は1992年に始まった。それ以前には何ら国際的な論争は存在せず、韓国が国際的に異議を唱えたこともない⁽¹⁴⁾。日本海呼称問題は、何らかの意図をもって韓国が作ったものである。

1992年8月、第6回国際連合地名標準化会議（UNCSGN）において、韓国は突然日本海を「東海（Tong Hae [East Sea]）」と変更すべきことを主張し始めた。国連地名標準化会議は、各国の地図作成当局の専門家らが、地名に関する用語の定義などについて技術的な議論を行なう会議で、個別の地名を決定する場ではない。にもかかわらず、韓国は、日本海の呼称が一般的になったのは、日本の拡張主義、特に19世紀以降に地域内で日本が支配的になったことが原因と主張し、韓国では「東海」と呼んでおり、日本海を「東海」と改称するか、日本海と「東海」を併記すべき、との主張をし始めた。北朝鮮も、植民地主義の遺産は清算されなければならない、と韓国を支持した。当時の議長は、東海は東シナ海と紛らわしいとコメントしつつも、当事者間で協議するよう求めた。

その後、国連の場で韓国は同様の主張を繰り返し行なうようになった（国連環境計画〔UNEP〕専門家会合、国連経済社会理事会本会議、国連総会第2委員会など多数）。

韓国の主張は、日本の植民地政策と絡めて日本海の名称の正当性に異議を唱えており、歴

史的事実と明らかに異なることから、日本は事実に基づき反論をしてきた。

国連以外の国際会議でも、会議資料に日本海の名称の記載があったり、発言に日本海の名称が出たりすると、それが論旨と無関係でも、韓国の出席者から日本海呼称問題が提起されるようになった。日本の出席者は、相応の反論をせざるをえず、多くの国際会議で会議の趣旨とは無関係の日本海呼称に関する議論が行なわれる場面が頻発したのである。

（2）韓国の論拠と「東海」普及活動

韓国政府は当初、「日本の植民地支配の結果、日本海の名称が国際的に広まった」と誤った主張を繰り返していたが、その後「植民地支配の結果、S-23が刊行された時点で『東海』の名前を国際的に主張できなかった」と論点を変更している（北朝鮮は変更していない）。もっともらしく聞こえるが、韓国がIHO加盟後40年にわたり「東海」の主張をしなかったこととは整合しない。加えて、前節に述べたように韓国は日本海の単独表記に対し異議を唱えず、また自国の海図にも日本海を単独表記し続けてきたのである。

19世紀以前の地図を調べても、英名で「東海（East Sea）」と書かれたものはほとんどみつからない（第2図）。このように「East Sea」は日本海呼称問題以降に使われるようになったもので、新たに作られた名称とも言えるだろう。韓国は「East Sea」の正当性を主張するため、過去の地図で用いられた「Sea of Korea」「Oriental Sea」「Oriental Ocean」などをすべて「East Sea」と同一視し、「East Sea」を正当化している、という問題がある。

韓国では、韓国外務省の主導により1994年に民間団体「東海協会」が設立され、学者が中心となって国際社会で「東海」の名称が広く使われるよう運動を繰り返している。毎年国際セミナーを開催するなど、国際的な世論形成を目指して幅広く活動している。韓国のVANKと呼ばれる民間グループも、1999年以降、日本海を「東海」に変えるために若者が中心となって活動しており、最近では米国バージニア州の教科書に「東海」を表記させる法案を可決させたことを成果として喧伝している⁽¹⁵⁾。VANKのホームページをみると、日本海の呼称は日本の植民地支配の結果であると今でも書かれている⁽¹⁶⁾。このような誤った歴史認識に基づいて韓国の民間団体が国民的運動を展開していることは、事態をいたずらに複雑化させるばかりで、誠に残念である。

また、韓国には日本海呼称問題に専従する地名担当大使がおり、「東海」の名称普及のため世界各地を飛び回り、さまざまな国際機関、地図関係機関、民間企業に働きかけを常時行なっている。韓国のマスコミも日本海呼称問題を大きく報道している。新聞各紙が大きく報道するほか、テレビなどのメディアも国際水路会議にクルーを派遣するなどしている。

日本海を「東海」に書き換える動きが世界各地で今も散見される背景には、このような韓国の官学民の活発な活動がある。この成果として、1990年代には「東海」を何らかのかたちで記載する地図が漸増した。一方、わが国も日本の立場の説明に努力してきた。現在、世界の民間地図の8割が日本海を単独で表記しているという。

韓国は1992年以降、国際社会に「東海」の名称の使用をアピールしているが、具体的な主張は必ずしも一貫しているわけではない。歴史的に韓国では東海を意味する「Tong Hae」が用いられていたが、日本海呼称問題を提起して以降、国際的に東海「East Sea」を主張する

ようになった。しかし、韓国国内には異論もあり、後述するように「韓国海（Sea of Korea）」や「平和海」などの名称提案も行なっている。

韓国は日本海を「東海」にせよと主張するが、朝鮮半島と中国の間にある黄海を「西海」に改名せよ、とは決して言わない。この非対称性には恣意性が否定できず、日本からみれば不条理そのものである。

（3）日本海に関する各国の立場と海図の表記

国連は2004年に日本海が標準的な地名であることを認め、国連の公式文書では標準的な地名として使用されなければならない、との方針であることが確認されている。また国連事務局は、いずれの立場にも与するものではないが、（日本海と東海の）併記は慣行を破ることから中立を維持できないこととなり、公平を担保するためにこそ、確立した慣行を維持する必要がある、との考えを表明している⁽¹⁷⁾。

日本海呼称に対する日本の立場は、歴史的事実を踏まえた客観的なものである。(1)日本海の名称は日本が国際社会に押し付けたものではなく、わが国が鎖国政策をとっていた18世紀から19世紀にかけて欧米において定着した唯一の名称であり、過去の日本の拡張主義や植民地政策とは無関係、(2)S-23で日本海が単独で採用されているのは、日本海という名称が国際的に定着していたから、(3)1992年に韓国が日本海呼称問題を一方的に主張し始めるまで、この問題が国際的に議論されたことはない、(4)1992年以前、韓国は日本海の名称に異論を唱えず、自国の海図にも日本海を単独表記、(5)世界的にみれば、大多数の政府機関や民間会社の地図では日本海が単独表記されている、以上から日本海を「東海」と改称または併記する必要性は認められない。

各国政府が発行する海図ではどのように表記されているであろうか。現在、日本海海域を含む海図を刊行している国は、日本、韓国のほか、米、英、仏、中、ロシア、ニュージーランドであるが、韓国以外の海図にはすべて日本海が単独で表記され、「東海」が表記されているものはない。

米国では米国地名委員会（U.S. Board on Geographic Names）が、日本海海域の標準的な地名として日本海を用いるべきことを定めており、米国の海図をはじめ政府レベルの文書には日本海を単独表記することが義務付けられている。また、その他の米国内の機関でも日本海の使用が強く推奨されている。

英国の海図は世界で最も広く利用されているが、日本海を単独表記している。韓国から強力なロビー活動を受けているものの、変更の重大性をよく理解しており、変更の予定はないとのことである。

フランスでは18世紀末のラ・ペルーズ、ロシアでは19世紀初頭のクルーゼンシュテルンの探検以降、それぞれ海図を含め地図全般に日本海が用いられている⁽¹⁸⁾。

中国海図も日本海単独表記である。中国では「東海」とは東シナ海のこと、中国が日本海を「東海」と記載することは考えにくい。

北朝鮮は、国際的な場で日本海を「東海」ではなく「朝鮮東海」と呼ぶべきと主張している。両者は異なった名前だが、なぜか両国間で名称に関する議論が行なわれている様子はない。

い。一方、両国は歩調を合わせて日本海呼称に反対している。

韓国の海図には、現在「東海」が単独表記されているが、過去には日本海が単独表記されていた。1993年3月に韓国水路部が刊行した海図102A「Southern Part of Korea East Coast」には日本海が単独表記されており、当時の韓国の認識を如実に表わしており興味深い。海図102Aは日本海南西部を含んでおり、韓国東部の自国海域を網羅する海図である。この海図では、日本海全域を示す名称として日本海の中央付近に日本海が単独表記されている。一方、東海「Tong Hae」が朝鮮半島東部の地先水面を示す名称として朝鮮半島近傍に書かれている。また、同海図には韓国が主張している「東海（East Sea）」は記載されていない。東海という意味の韓国語である「Tong Hae」という名称のみである。当時、国際的に「東海」を「Tong Hae」とアピールすべきか「East Sea」とアピールすべきか、韓国国内で方針が定まっていなかったのである。

（4）IHOにおける日本海呼称問題の展開

IHOの場で韓国が日本海呼称問題を初めて提起したのは、1997年4月に開かれた第15回国際水路会議であった。韓国は、日韓で協議がまとまるまでの間、両方の名前を併記すべき、と突然主張した。

1998年、IHO事務局はS-23改訂作業を再開した。作業は精力的に進められ、日本海部分をどのように記述するかについて、さまざまな案が提示されたが、いずれも韓国の誤った論拠に基づく主張を取り入れていることから、折り合うことができなかった。

2002年になると、韓国国内の世論がヒートアップして、環日本海を謳った国際会議に韓国が参加を取りやめるなどして、日本海呼称問題が日韓それぞれの国内で注目を集めるようになった。

2002年8月、IHO事務局は、S-23の改訂草案を加盟各国に突然送付し、賛否を問うた。この草案では、日本海部分が白紙となっていたため、新聞各紙でも取り上げられるなど大きな社会問題となったのである。これに対し、日本は各国水路機関に日本の立場を説明し草案に賛成しないよう働きかけるとともに、IHO事務局に対し手続きの瑕疵を理由に撤回するよう強く申し入れ、即座に撤回されたのであった。

同年10月、韓国国会はIHOで「東海」が単独で表記されるか日本海と併記されるべきことを決議した。この決議により事態は複雑化し、韓国では政治抜きには解決できなくなってしまった。韓国政府は行政府の立場で妥協案を模索する自由を失い、技術的機関であるIHOが政治的課題を扱うこととなったという点で大きな意味をもつ出来事であった。

2003年には、韓国の「東海」併記活動が活発となり、国際的に著名な『National Geographic』誌が「東海」を併記するなどの動きも散見されるようになった。2005年、韓国国会議員の有志グループが、「東海（East Sea）」ではなく「韓国海（Sea of Korea）」を国際水路会議で広めるよう活動を展開すべきで、それが竹島（韓国名：独島）を守る道、と主張したことが韓国で報道されている。2007年、韓国大統領が日本海を「平和海」との名称にしてはどうか、と日本に提案したことが韓国で報道されている。

同年、第17回国際水路会議が開催され、韓国と北朝鮮は日本海呼称問題を提起した。これ

に対して、会議の議長はS-23を分冊し、合意がとれている部分を先行して刊行することを突然提案し、議事が大きく混乱した。急遽、日本、韓国、北朝鮮の3カ国が議場内で協議したが、会期中に結論は出なかった。後日、日本から正式に議長提案に反対するとともに、対案を提示した。このように、わが国はS-23の改訂に対して、機会を捉えて建設的にさまざまな提案を行なっているが、残念ながら実現に至っていない。

2009年に、IHOはS-23改訂のため作業部会を設置することを決め、日本、韓国、北朝鮮も入って議論が行なわれた。IHO理事長は精力的に議論の取りまとめを行ない、熟慮の末、調停案を示した。わが国はこれに協力したが、韓国は激しく反対し何ら歩み寄らず、北朝鮮も議論を発散させるばかりであった。結果として議論は収束せず、2012年の第18回国際水路会議において、理事長は成果がなかったという無念の報告をすることとなった。同会議では、米国からS-23を章ごとに改訂するという新たなアプローチが一時提案されたが、一部の関係国が賛成しなかったことから米国は提案を取り下げた。わが国も独自のアプローチを急遽提案したが、審議には至らなかった。会議ではS-23の改訂について長時間の議論がなされたが、何ら結論は出ず、その後5年間のIHOの作業計画にも含まれなかったことから、S-23の改訂作業は中断されることとなった。

現在、2017年の第1回IHO総会（条約改正により、国際水路会議はIHO総会に変更された）の決定により、S-23の改訂に向けた検討が再開されている。

（5）日本海呼称問題に対する各国の反応

日本海呼称問題は、IHOの場で多くの時間と労力をかけて議論されてきたが、何ら成果がないことから、困難な問題としてIHO加盟国に広く認識され、徒労感が蔓延している。

筆者は、これまで多くの各国水路機関に対して、客観的な事実関係を数多く示しつつわが国の立場を説明し理解を求めてきた。日本の主張は明確な事実と論拠に基づいており、英米など世界各国の海図表記とも合致することから、相手方にはよく理解してもらえているとの手ごたえがある。にもかかわらず日本の立場を公の場で支持してもらえないのは容易でない。相手から「第三国として日韓どちらの主張が正しいか判断する立場にはない。日韓で話し合っ

て決めてほしい。韓国も大切な友達だ」と言われる場合がほとんどである。他国にしてみれば、かかわりの薄い遠い海域の名前が何であろうと、自国への影響はほぼないだろう。名称の問題だけに、経済的なインセンティブも働かず、逆にどちらか一方をサポートすれば、他方との友好関係にマイナスの影響が出かねない。相手国の軸足を中立から日本側へと移させることはとても困難な作業なのである。理解することと、行動することはまったく次元が異なる話で、日本海単独表記を政府部内で決めている米国でさえ、国際会議の場では日本海単独表記支持を明言しないのが現実である。

歯がゆい思いをしつつも、日本として正論を言い続けるほかないのである。

5 世界の海域呼称問題

日本海以外にも、海域の呼称が論争になっているところがある。

アラブ諸国はペルシャ湾ではなく「アラビア湾」の名称を普及させたいと考えている。

フィリピンは南シナ海を「西フィリピン海」に、インドネシアは南シナ海南部のナツナ諸島周辺海域を「北ナツナ海」に、それぞれ改名しようとしている。これらは比較的最近提唱されているもので、南シナ海における緊張の高まりと無関係ではないだろう。

コロンビアは、ベネズエラとの国境付近にある「ベネズエラ湾」の名称を自国の名称に変更したいと考えている。

このように、海域の呼称問題は日本海に限ったことではないが、国際的に激しい議論になっているケースは日本海のほかにない。日本海の呼称については、韓国の強硬な姿勢が1992年以降継続しており、官学民で国を挙げた「東海」普及活動がいまだに執拗に展開されているなど、他に例をみない特異な事例となっている。

もし、IHOがS-23に日本海とともに何らかのかたちで「東海」の名称を含めるのであれば、「アラビア湾」や「西フィリピン海」なども同様に扱わなければ二重基準となろう。また、将来どのような海域に対しても恣意的に新たな名称が付与でき、それをS-23に含めることが可能になり、航海の安全に支障をきたすおそれがある。それはIHOの設立趣旨と相いれない。

おわりに

日本海の呼称は、18世紀から19世紀にかけて海外において確立・定着した唯一の名称であり、わが国が命名したり海外に使用を求めたりしたものではない。現在、韓国を除く各国の海図では、日本海が単独で表記されている。韓国の海図も1993年までは日本海を単独表記していた。

1992年以降、韓国は日本海を「東海」と変更するか併記するよう主張し始めたが、それ以前は何らそのような主張はしておらず、韓国の論拠には疑問が多い。韓国では官学民を挙げて「東海」普及活動が継続的に行なわれており、その結果、何らかのかたちで「東海」を記載する地図が1990年代に国際的に漸増した。わが国も日本海呼称に関する事実関係と日本の立場を積極的にアピールし続ける必要があるだろう。

韓国では、2002年の国会決議などを通じて問題が政治化され、解決が困難になっている。

IHOでは、海域の範囲と名称の指針であるS-23「大洋と海の境界」の改訂作業を行なっているが、1997年以降日本海呼称問題が障害となり、さまざまな努力はいずれも実を結んでいない。技術的・諮問的機関であるIHOは、政治的な性格をもつ日本海呼称問題を解決できずに煩悶している。

そもそも、韓国はなぜこれほどまでに「東海」の名称に固執するのであろうか。日本海呼称問題は、当初韓国が主張していたように「日本の植民地支配の結果、日本海の名称が国際的に広まった」との誤った思い込みから始まったように見える。植民地政策の残滓を清算するという「韓国における社会正義」を実現する運動と位置付けられたに相違ない。しかし、その後韓国政府が、日本海の名称が19世紀に広まったとの調査結果を公表し、植民地政策と無関係であることが明らかになった⁽¹⁹⁾にもかかわらず、その後も韓国の政治家やVANKは、植民地政策の残滓を一掃すべきとの主張を続け、韓国マスコミも「東海」普及活動を支持し続けていることは理解しがたい。このような対応をみていると、論拠はさておき、日本に植

民地政策の清算を迫ることそのものが目的となっている、と思うのは私ばかりではないだろう。

日本海呼称問題は、韓国が事実を客観的に正しく認識し、問題を脱政治化し、国際的に「東海」普及活動を沈静化させることが最善であるが、そのような対応を韓国に求めても無意味だろう。二国間協議もこれまで累次にわたりさまざまなレベルで行なわれてきたが成果を上げておらず、現在の二国間関係を鑑みれば、当面、極めて困難と言わざるをえない。また二国間協議がまとまっても、韓国側の民間活動は制御が困難で、北朝鮮の存在も問題を複雑にしている。

個人的な意見であるが、S-23の改訂は、手法によっては政治的な意味をもちかねずIHOの権能を超える可能性もあることから、両国間で合意が形成されるまでの間、IHOは何ら行動を起こさず、S-23を現状のまま維持すべきである。新たな決定がまとまるまでは、現状維持が妥当であり、またそれ以外の解決はありえない。IHOは新たな決定の重さを自覚すべきで、無用な混乱が生じないように抑制的な対応が求められている。

国際的に定着した名称を、政治的な意図に基づき恣意的に変更することは不条理であるばかりでなく、パンドラの箱を開けることに等しい。日本海以外にも海域名称の論争は存在しており、際限のない名称論争が世界各地で引き起こされる懸念がある。

わが国は、「東海」使用がこれ以上増えないよう個別事案に対応するとともに、国際的な場では事実に基づき客観的に粛々と日本の立場を説明し、またIHOに対しては建設的な提案をしてS-23改訂に向けた努力をするとともに、確立した名称は関係者の合意があるまではそのままとするよう働きかけていくほかなのである。

- (1) 例えば、海上保安庁HP〈<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/nihonkai/index.html>〉参照。
- (2) 青山（1993）に詳しい。
- (3) 青山（2002）参照。
- (4) 田邊ほか（2010）、90ページ参照。
- (5) 外務省、〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html〉参照。
- (6) 田邊ほか（2010）、15ページ参照。
- (7) 青山（1993）、55ページ参照。
- (8) 青山（1993）、53ページ参照。
- (9) 渡辺・谷治（2011）、35ページ参照。
- (10) Komedchikov（2010）、131ページ参照。
- (11) 田邊ほか（2010）、15ページ参照。
- (12) 青山（2002）によると、「ところで、ある呼称が成立するためには、それが指し示す対象が識別されていなければならない。日本海という呼称の場合、大陸の東方に広がる大洋とは区別された、縁海としての日本海が『発見』されていることが不可欠である」。
- (13) International Hydrographic Organization, *Limits of Oceans and Seas*, 1953（〈https://www.iho.int/iho_publications/standard/S-23/S-23_Ed3_1953_EN.pdf〉参照）。
- (14) 外務省パンフレット『日本海——国際社会が慣れ親しんだ唯一の名称』、2009年、から抜粋。
- (15) “Virginia passed the East Sea Bill,” 〈<http://whyeastsea.prkorea.com/virginia-passed-the-east-sea-bill/>〉参照。
- (16) “Why the East Sea not the Sea of Japan?” 〈<http://whyeastsea.prkorea.com/why-east-sea-not-sea-of-japan/>〉

参照。

- (17) 前掲、外務省パンフレット『日本海』参照。
- (18) 菱山・長岡（1994）、18、19ページ参照。
- (19) 前掲、外務省パンフレット『日本海』参照。

■参考文献

- 青山宏夫（1993）「日本海という呼称の成立と展開——地図史からのアプローチ」『環日本海地域比較史研究』2号、47-68ページ。
- 青山宏夫（2002）「日本海という呼称の歴史」『Ocean Newsletter』No. 55（海洋政策研究所）、〈https://www.spf.org/opri/newsletter/55_1.html〉。
- 菱山剛秀・長岡正利（1994）「『日本海』呼称の変遷について」『国土地理院技術資料』E・3（1）、16-25ページ。
- 川合英夫（2001）「『日本海』という名の妥当性と地図における慣用・定着の時期」『海の研究』Vol. 10、No. 4、341-349ページ。
- Komedchikov, N. N.（2010）「Mare Oceanus（大洋海）、中国海、朝鮮海、東海、太平洋、日本海をめぐって：日本海呼称問題——19世紀中期以前のロシア地図における日本海の記載」『E-journal GEO』Vol. 4、No. 2、pp. 126-131.
- 田邊裕・谷治正孝・滝沢由美子・渡辺浩平（2010）『地名の発生と機能——日本海地名の研究』、帝京大学地名研究会。
- 渡辺浩平・谷治正孝（2011）「世界における『日本海』名の定着過程」『地理』56巻1号、34-49ページ。